

大都市特化型法務局 地図作成事業について (お知らせ)

R8. 3

千葉地方法務局では、令和7年度及び同8年度の大都市特化型法務局地図作成事業として、千葉市緑区誉田町一丁目、同二丁目の各一部地区において、不動産登記法第14条第1項に定める精度の高い地図を新たに作成することになりました。

つきましては、本事業に御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

◆地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、「地図に準ずる図面(公図)」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界(筆界)の位置について不正確なものが多い状況にあります。

このような理由から、地図が備え付けられていない地域については、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、千葉地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界(筆界)を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成しています。

◆地図作成の効果

- 1 各土地の筆界点が「公共基準点」に基づく国家座標値を持ちます。その結果、現地復元性を保持することとなり、街づくりや災害復旧に威力を発揮します。
- 2 それぞれの土地所有者の皆様には、国家座標値に基づいて作成された地積測量図を交付します。
- 3 国家座標による位置の特定ができますので、境界紛争がなくなり、安心して土地を管理することができます。

◆作業期間等

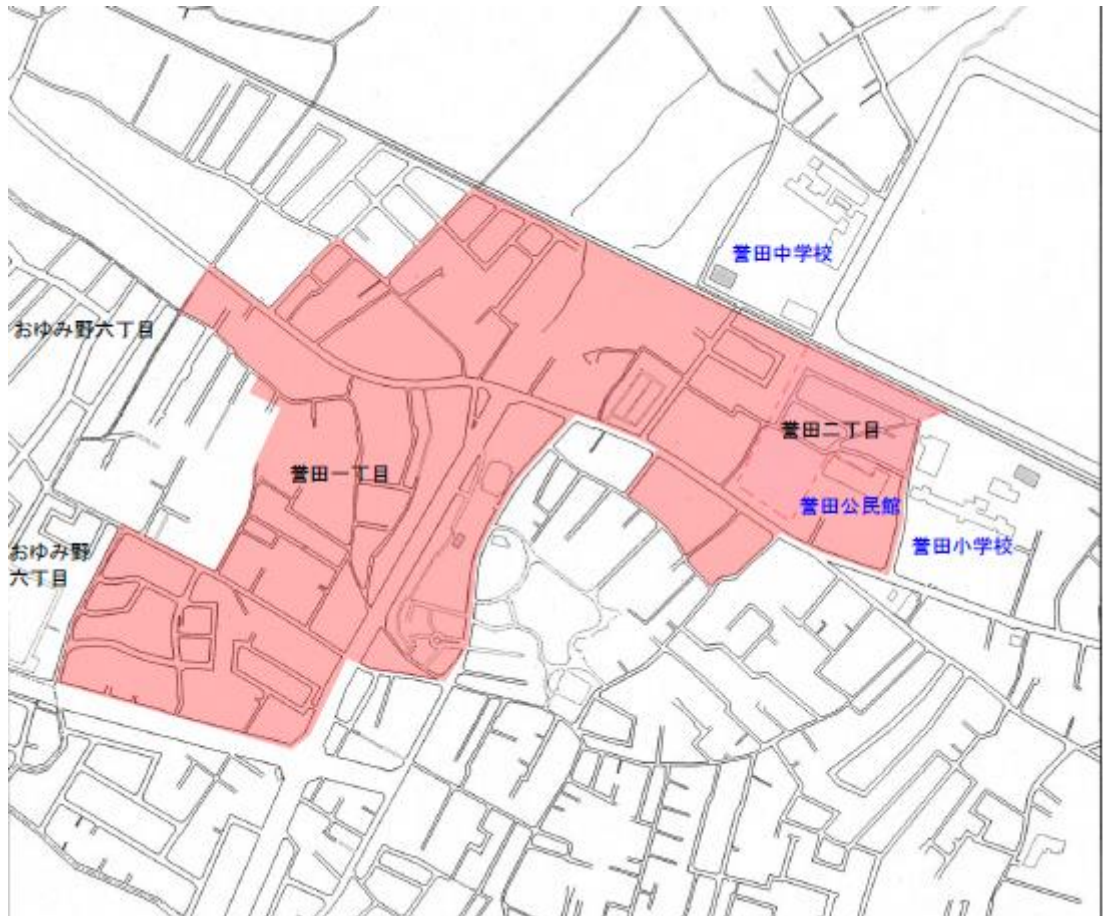
作業期間：令和7年10月から令和9年3月まで

計画機関：千葉地方法務局

作業機関：公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

♣作業対象地区

千葉市緑区菅田町一丁目、同二丁目の各一部地区（約0.25k㎡）



◆お問合せ・連絡先

〒266-0011

千葉市緑区鎌取町795-1 初芝駅前ビル101

千葉地方法務局地図作成事業現地事務所

電話 043-256-6111（直通）

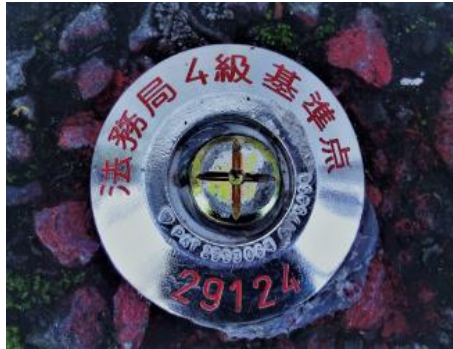
業務時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝日、年末年始は除く）

◆地図作成の流れ（概要）

1) 基準点測量（令和7年10月から令和8年1月）

◎地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。

◎実施区域内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同区域内の公共用地及び民有地に4級基準点を設置します。



2) 事前・境界点調査・復元測量（令和8年2月から5月）

◎土地一筆ごとに地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。

◎現況を調査・測量し、地積測量図等の資料に基づき境界点の位置を検討します。

★土地所有者の皆様にお声かけの上、所有地に立ち入らせていただくことがあります。

3) 一筆地調査（令和8年6月から8月）

◎土地所有者又はその代理人の皆様との現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。

◎立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様へ土地調査書への署名・押印をお願いします。

◎一筆地調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。

★土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。

4) 面積計算・地図作成（令和8年9月から10月）

◎測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施区域内の土地にかかる地図（縮尺500分の1）を作成します。

5) 縦覧・異議申立て（令和8年11月頃）

◎測量の成果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」を一定期間を定めて土地所有者の皆様を確認していただきます。

その際に、相違箇所等があれば申し出てください。

6) 登記（令和9年2月頃）

◎地目や面積が従前の登記記録（登記簿）と一致しない場合は、登記官が職権により登記を行います。

◎あわせて、地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。

7) 測量図等を土地所有者の皆様へ郵送（令和9年3月以降）

◎筆界が確定した土地については、地積測量図等を土地所有者の皆様へ郵送します。